

第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画策定支援業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

福井県では、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」を策定する。

策定にあたっては、地域包括ケアシステム推進のための地域資源情報等の分析を行うとともに、地域包括ケアシステムをどのように推進していくかを圏域ごとに提示し、地域の保健・医療・福祉の専門家や従事者、学識経験者等の意見を反映させ、実現性の高いものとする必要がある。

これらの業務を行うにあたって、受託事業者が有する行政計画策定等に関する豊富な実績や優れた分析能力等を活用することで、より円滑かつ効果的な計画策定を行うことを目的とする。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 委託業務名

第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画策定支援業務

(2) 業務の内容

「第10期福井県高齢者福祉・介護保険事業支援計画」策定支援業務委託仕様書（別添）
（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託予定期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 見積もり上限額

7,260,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格要件

企画提案書を提出することができる者は、次に掲げるすべての事項を満たす者とする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 参加資格認定の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 福井県の求めに応じて随時来庁し、対応できる体制を整えている者であること。

(6) 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、すべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

(7) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、委託上限額を超える場合
- (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合
- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書等の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

5 実施スケジュール

実施要領等の公示	令和8年5月15日（金）
質問票 提出期限	令和8年5月26日（火）
参加資格認定申請 申込期限	令和8年5月26日（火）
参加資格認定結果通知	令和8年5月28日（木）
企画提案書 提出期限	令和8年6月 2日（火）
選定委員会	令和8年6月 上旬～中旬（予定）
審査結果の通知	選定委員会の実施から1週間以内

6 参加資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、参加資格について次のとおり認定を受けること。

(1) 提出書類

参加資格認定申請書（様式1）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・企画提案参加事業者の概要、事業内容、運営体制が分かる書類（企業案内等）
- ・参加資格誓約書（様式2）
- ・福井県競争入札参加決定通知書（写）

※申請中である場合は、競争入札参加資格申請書の写

(2) 提出期限 令和8年5月26日（火）17時まで（必着）

(3) 提出先および方法

14の担当窓口まで、正本1部を持参または郵送（配達証明等）、あるいは、電子メール（電話で受信確認を行うこと。）により提出すること。日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。なお、郵送による場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る配達証明等を利用すること。

(4) 参加資格の認定時期および通知方法

参加資格の認定結果は、令和8年5月28日（木）までに電子メールにより申請者あて通知する。なお、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

7 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

参加資格の認定を受けた者は、次に掲げる書類を提出すること。

番号	名称		部数
1	企画提案書の提出について	様式3	1
2	企画提案書	日本産業規格A4版、長辺綴じ 別紙1の内容を記載すること	8
3	見積書	業務の実施に必要な経費を計上すること 消費税および地方消費税額を明記	1
4	業務実績報告書	様式4 過去3年間の類似の業務実績	8
5	提案者の組織概要	会社案内等	8
6	1～5	電子データ（PDF形式）	—

(2) 提出期限 令和8年6月 2日（火）17時まで（必着）

(3) 提出先および方法

14の担当窓口まで、持参または郵送（配達記録等）により提出すること。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。なお、郵送による場合は、封筒に「介護保険事業支援計画策定業務委託企画提案書在中」と朱書きの上、提出すること。

(4) 留意点

- ア 再委託先があり判明している場合は、(1) 2の企画提案書に、その業務内容および再委託金額を明記すること。
- イ 提出書類は返却しない。

8 質問の受付および回答

企画提案書および仕様書に関し質問がある場合には、令和8年5月26日（火）までに、質問票（様式5）を電子メールにより、14の担当窓口へ提出すること。質問に対する回答は、電子メールにより、参加資格認定者全員に回答する。質問票を提出する際は、必ず電話で到達確認を行うこと。

9 企画提案書の提出辞退

参加資格認定後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いは行わない。

10 仕様書等の交付

仕様書等については、福井県健康福祉部長寿福祉課ホームページに掲載し、交付するものとする。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/index.html>

1.1 審査および委託先候補者の選定等

(1) 選定方法について

提出された企画提案書とプレゼンテーションにより審査を行うプロポーザル方式とし、評価を得点化して最も点数の高い提案を提出した業者を委託先候補者とする。

なお、提案者が1者の場合においてもプレゼンテーションを実施し、選定委員会における評価を行った上で、選定の可否を協議する。

(2) プレゼンテーション

プロポーザル参加者全員を対象にプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーション15分、質疑応答5分程度とし、日時、場所については参加者に別途連絡する。(プレゼンテーションおよび質疑応答時間は、参加者数により変更する場合がある。)

(3) 審査基準

企画提案書およびプレゼンテーションについて、次の項目を県が設定する評価基準に基づいて点数評価する。

・業務内容の理解度 ・施策提言の適切性 ・業務遂行の確実性 ・費用の経済性

(4) 選定結果通知

選定結果については、提案者全員に書面により通知する。

なお、審査内容および各提案者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、選定結果に対する異議申立ては、一切受け付けない。

(5) 理由の開示

選定されなかった提案者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合、選定結果の通知を受け取った日から7日以内(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)に説明を求める旨を記載した書面を持参して、14の担当窓口提出しなければならない。

1.2 契約の締結

県は、委託先候補者として選定された者と仕様書や企画提案書の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、福井県財務規則のほか関係法令等に基づき、随意契約による委託契約を締結する。この協議の際、事業の円滑かつ効果的な実施に必要と認められる場合は、仕様書や企画提案書等の内容を一部修正または変更する場合がある。協議が整わなかった場合、もしくは委託先候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとする。

1.3 その他

- (1) 企画提案書の作成および提出のための費用については、提案者の負担とする。
- (2) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格となる場合がある。
- (3) この公告の実施要領に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、仕様書等による。

1.4 担当窓口

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号3階

福井県健康福祉部長寿福祉課 高齢者支援グループ (担当: 茶園、小林)

TEL: 0776-20-0331 FAX: 0776-20-0713 E-mail: choju@pref.fukui.lg.jp

企画提案書の記載内容

1. 福井県の第10期計画に係る施策体系の提言

(国の第10期計画の基本指針を踏まえて)

2. 具体的な施策提言

①高齢者の活躍支援

・元気な高齢者の活躍支援について、具体的に提言すること

②認知症施策の推進

・県内の認知症医療における専門医療機関の体制について、具体的に提言すること

③本県の特徴を踏まえた重点施策（独自提案）

※施策提言に際しては、本県の既存の施策および他県における取組内容を参考として、施策アイデアを提出すること。なお、令和9年度以降の本県の施策については、第10期計画の懇話会等を通じて方向性を決定していくものであるため、必ずしも施策提言が採択されるものでないことに留意すること。

3. 業務遂行体制

①委託業務の執行体制

・どのような考え方に基づいて執行体制を編成したか
・担当者（責任者）の実績等

②策定スケジュール

③その他、業務を遂行するに当たって必要と思われる事項